さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書

年 月 日

四條畷市長 様

|  |  |
| --- | --- |
| 代表者住所 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 電話番号 |  |

公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を申請します。また、チケットの使用にあたり裏面の誓約事項を遵守します。

申請枚数　　　　　　　　枚

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主な活動地域（町名等） |  | | |
| 対象地域の猫の頭数 |  | | 頭 |
| （うち不妊手術済みの頭数） | （ |  | 頭） |

＜申請者＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 住所 | 生年月日 |
| 代表者 | （上記のとおり） | | |
| 代表者  以外 |  |  |  |
| 代表者  以外 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

上記の申請者は、住民登録状況及び税情報等を照会されることに同意します。

誓約事項

●チケットおよびチケット使用権を譲渡・転売・第三者へ配分することはしません。

●誤って飼い猫に手術を行うことがないように、近隣に周知を図り、対象の猫は四條畷市内に生息する所有者がいない猫であると判断できたもののみとします。

●リターンを中止した場合には、その理由の如何を問わずチケットを使用しません。

すでにチケットを使用して手術を実施している場合には、四條畷市を通してどうぶつ基金事務局へ速やかに連絡し、どうぶつ基金が協力病院に支払った手術費用を返金いたします。

●チケット使用時は協力病院で身分証（運転免許証や保険証等）を提示します。

●チケットを使用してＴＮＲを行う場合、何人からも物品や金銭を受け取りません。寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費および不妊手術以外の医療費（ワクチンやノミ駆除薬等）、交通費の実費（公共交通機関や高速代、タクシー代、ガソリン代等）を名目とした金品の請求及びこれらに準ずる行為は行いません。

●運営するホームページ（ない場合はＳＮＳ）に、以下の定型文およびハイパーリンクを掲載します。

＜定型文＞

「（団体名等）」は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している四條畷市と協働してＴＮＲを行いました。

どうぶつ基金が発行する「さくらねこＴＮＲ無料不妊手術チケット」によって行った不妊手術費用については、全額どうぶつ基金が負担します（orしました）。

<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaingn/story/>

●住宅密集地でＴＮＲ活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行います。

●有効期限を過ぎたチケットは四條畷市に返還します。

●希望どおりの枚数のチケットが発行されない場合があることを理解し、異議を申し立てません。

●妊娠中の猫は堕胎します。

●手術の結果に対してどうぶつ基金および協力病院に異議を申し立てません。また、何人に対しても、手術の結果に対する損害賠償請求を行いません。

●事故などが起こった場合、申請者が自己の責任において対応し、どうぶつ基金および四條畷市に対してその責を問いません。

●この活動について活動内容が公開されることに同意します。

●管轄地域の所有者がいない猫の生息数やTNR進捗状況等について調査し資料を作成します。また、その資料について、どうぶつ基金または四條畷市から要請があれば提出します。

●さくらねこ事業に係る事後調査、アンケート等に応じます。

●上記の事項を遵守しなかった場合、またはチケットの利用方法が著しく不適当と認められる場合はチケット交付決定の取り消し、または返還の求めに応じ、次回以降の交付が停止されても異議を申し立てません。